

佐世保市における「工事情報共有システム」の運用について【概要版】

佐世保市で発注する工事において、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務の効率化を図るため、「工事情報共有システム」の利用を推進します。

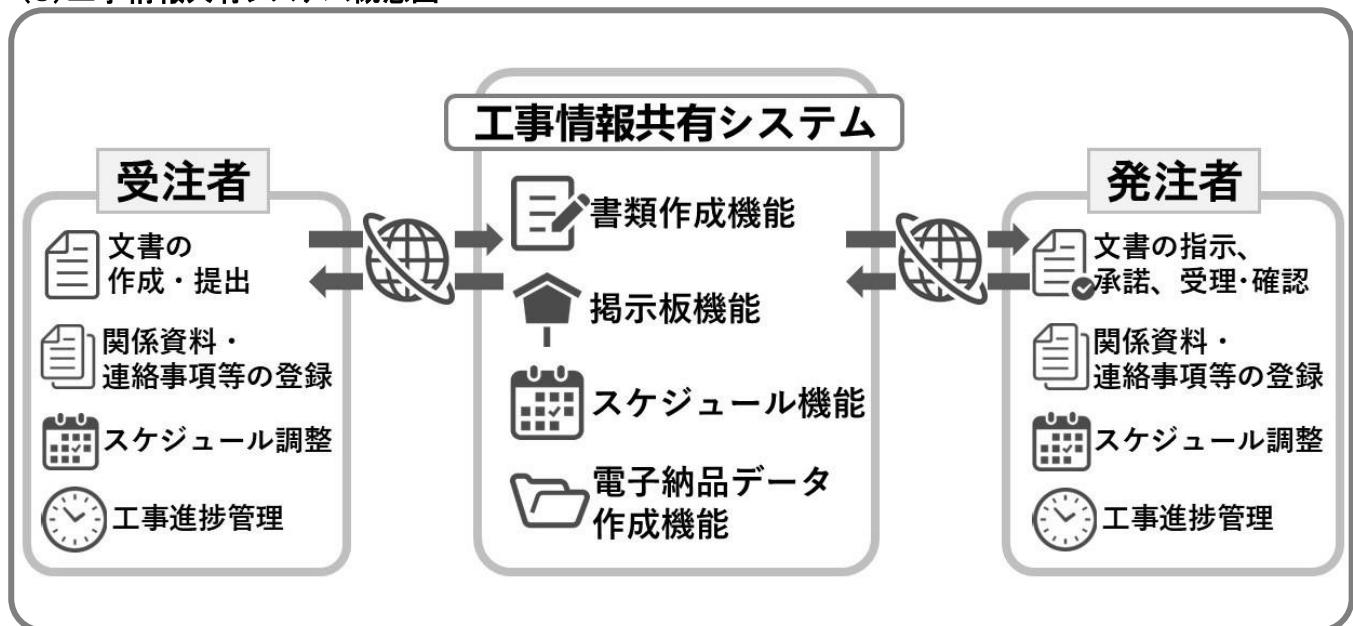
(1) 対象工事

佐世保市が発注する工事のうち、設計金額が**200万円**以上の工事を対象とし、受注者の申し出により協議のうえ工事情報共有システムを利用できるものとします。

(2) 工事情報共有システム利用料

- ①工事受注者が工事ごとに工事情報共有システム提供者へ利用申し込みを行い、利用料(登録料及び利用料)を負担します。
- ②工事情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)は、土木工事標準積算基準書等の共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれています。
宮崎工事においては、工事情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)は、長崎県公共建築工事共通費積算基準により共通仮設費に積上げ計上します。

(3) 工事情報共有システム概念図



(4) 期待される効果

- ・受発注者の協議・指示の円滑化
- ・移動時間の削減
- ・大容量ファイルの効率的な送受信
- ・電子データの利用によるペーパレス化

(5) 工事情報共有システムで取り交わしを行う書類

○監督員に提出する工事帳票

- ・工事打合せ簿(施工計画書、材料の品質管理資料等)
- ・段階確認書など

※契約関係書類、事故報告、地権者情報等個人情報に関する書類は対象としない。

(6) 適用日 令和7年**6**月1日から佐世保市が発注する工事について適用します。